平成２７年（フ）第２５７号
静岡県三島市徳倉２丁目28番18号
債務者　長澤　利江（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２２号
名古屋市中川区荒子４丁目219番地の１
債務者　足立　千惠
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３３３号
名古屋市昭和区鶴羽町１丁目13番地の１　南部荘２Ｆ３号
債務者　阿部　俊一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４９号
愛知県一宮市千秋町浮野字海道１番地
債務者　伊藤八重子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７４５号
大阪府富田林市喜志町３丁目５番２号―402、前住所大阪府南河内郡太子町聖和台２丁目16番地の２
債務者　辻本　**燿**子（旧氏名辻本暢子）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬635番地
債務者　**角**田　美希
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３２７号
埼玉県坂戸市末広町12番地（17―502）
債務者　笹原　　学
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７号
香川県観音寺市南町５丁目２番33―101号　まっちゃハウスⅡ
債務者　伊賀　由桂
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３６８号
千葉県松戸市新松戸北１丁目16番地の６　ニュー松戸コーポＤ―102号
債務者　杉山　麻衣
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１９号
千葉県松戸市牧の原２番地の48　牧の原公団住宅１街区20棟705号
債務者　今野　　司
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２４号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺６丁目８番29―207号
債務者　加瀬　高洋
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３２号
仙台市宮城野区清水沼２丁目５番18号　ファミール清水沼203
債務者　熊谷　善博
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地16　日鉱二ッ島アパートＢ１―101
債務者　櫛引　良枝
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２４１号
岐阜市粟野西５丁目809番地１（セジュール粟野西　Ａ棟　102号室）
債務者　佐々木真一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８７号
岐阜市長森本町２丁目13番15号、前住所岐阜市柳津町北塚２丁目87番地
債務者　**廣**瀬　克己
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３３号
滋賀県愛知郡愛荘町市571番地３
債務者　髙上　　泰
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３４号
滋賀県彦根市平田町820番地８メゾンラポーム106号
債務者　西條　実香（旧姓蟹澤）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部